

営業権の評価明細書

		被相続人等の氏名	相続開始等の年月日			
事業所所在地又は本店所在地		事業の内容	商号又は屋号			
氏名又は法人名						
平均利益金額の計算	年分又は事業年度	事業所得の金額又は所得の金額(繰越欠損金の控除額を加算した金額)	非経常的な損益の額	支払利息等の額	青色事業専従者給与額等又は損金に算入された役員給与の額	(± + +)
						① 円
						②
	前年分又は直前事業年度					③
$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \frac{1}{3} =$		円…	平均利益金額 (①の金額と③の金額のうちいずれか低い方の金額) =		円…	
標準企業者報酬額の計算	標準企業者報酬額 (標準企業者報酬額表に掲げる平均利益金額の区分に応じ、同表に掲げる算式により計算した金額)					
	(の金額)		【標準企業者報酬額表】			
	円 × 0. + , 000, 000 円		平均利益金額の区分	標準企業者報酬額の算式		
	= 円 …		1億円以下	平均利益金額 × 0.3 + 10,000,000円		
			1億円超 3億円以下	平均利益金額 × 0.2 + 20,000,000円		
		3億円超 5億円以下	平均利益金額 × 0.1 + 50,000,000円			
		5億円超	平均利益金額 × 0.05 + 75,000,000円			
総資産価値額の計算	科 目	相 続 税 評 価 額	科 目	相 続 税 評 価 額		
		円		円		
				合 計		
(平均利益金額 ())		(標準企業者報酬額 ())	(総資産価値額 ())	(超過利益金額 ())		
円 × 0.5 -		円 -	[円 × 0.05] =		円	
(超過利益金額 ())		(営業権の持続年数に応ずる基準 年利率による複利年金現価率)	(営業権の価値)			
円 ×			=		円	
営業権の持続年数は、原則として、10年とします。						

(平成二十年分以降用)

(注) 医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡とともに消滅するものは、評価しません。